

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議		
事務局 (担当課)	交通・地域安全課 電話042-769-8229 (直通)		
開催日時	令和4年8月22日(月) 10時00分～11時30分		
開催場所	市役所第2別館 3階 第3委員会室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)	
	その他	0人(別紙のとおり)	
	事務局	4人(交通・地域安全課長、外3人)	
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由	議事(2)特化条例に基づく支援施策(案)については、相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号の規定により非公開とする。		
議 題	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) (仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について</p> <p>(2) 特化条例に基づく支援施策(案)について</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉 会</p>		

## 議 事 の 要 旨

議事（１）事務局より説明を行った。

（笹野委員）資料１の最終頁で他団体との連携の欄の、自身の意見として書かれている「市内２２カ所にある地区社会福祉協議会に配置されている相談員」という表現についてだが、市社会福祉協議会は社会福祉法に基づく法定団体で、地区社会福祉協議会は任意団体であり、組織としては別物である。地区社会福祉協議会は市社会福祉協議会の賛助会員や寄付金の募集等を地域で行い、市社会福祉協議会は共同募金等で集まったお金を地区社会福祉協議会に還元する等して連携関係にあるが、市社会福祉協議会の職員が地区社会福祉協議会に配置されている、という点に語弊がある。前回会議で申し上げた相談員とは市社会福祉協議会の職員「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」のことで、各地区を担当として割り振り、地区社会福祉協議会の中で地域の方々の困りごとを把握した際は、具体的に話を聞き、行政や専門機関繋ぐ役割をしているが、地区社会福祉協議会が一時相談の窓口ということではない。ただし、今後、被害者支援の充実化の見通しとしては、各地域の犯罪被害者の方の掘り起こしや、地域で話を聞いている方とのつなぎ役としての対応が可能である。

（椎橋会長）より正確に記載するならどのような文言にすればよいか。

（笹野委員）「市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが２２地区の地区社会福祉協議会と連携している」、という内容が正しいので、文言については事務局で適宜修正していただきたい。

（渡邊委員）同ページに記載されている私の意見は、社会福祉協議会は地区ごとの被害者について市役所より早く情報が入ると考え、それを市役所の相談窓口へ繋ぐことにより、より漏れのない支援につながるのではないかと、という趣旨で申し上げた。

（笹野委員）渡邊委員の発言の文言についても「市内に社会福祉協議会の事業所が２２カ所ある」の箇所を先ほど述べた内容に事務局で修正していただきたい。

（永野委員）資料１で述べている「漏れのない支援」の内容について、「対象の拡大、支援内容の拡大」と記載されているが、「支援内容の拡大」よりも「潜在被害者の掘り起こし」が重要であると考え。県では支援対象者がすでに設定されているので対象にするのが難しいが、被害後すぐには声を上げられない被害者は一定数おり、そういった方たちから地域の相談員等身近な相談先へ寄せられた小さな声を拾い上げ、声を上げた時点からでも支援ができるように、ぜひ市町村では中長期を見据えた支援制度を設定していただきたい。

（椎橋会長）資料１に永野委員の要旨を入れるとすれば、「漏れのない支援（対象の拡大・潜在被害者の掘り起こし）」に変えるということによいか

（永野委員）漏れのない支援について、申し上げた通りの意味合いでとらえていた

だき、文言については事務局で適宜修正いただきたい。

(竹内委員) 条例案「相談及び情報の提供等」第7条2項について、ここで述べられている窓口は、市内1か所だけであるか。相模原市は広く、3つの区に分かれており、相談窓口が市本局の1か所だけである場合、市民の利便性の点をどのように考えているか。

(事務局阿部課長) 現在も課内に相談窓口は設けているが、専門知識をもつ職員を配置できていないことが課題であり、条例が制定された際には、まずは専門スキルをもつ職員を配置した相談窓口を1か所設ける、ということを考えている。

(竹内委員) 各区役所には交通・地域安全課と同様業務を行う課があるのか

(事務局) 本課は防犯、生活・交通安全を所管しており、各区にある地域振興課という課で具体的な事業を行っている。条例制定に当たり、庁内職員の連携、人材育成を図る中で、各区役所や市社協等と連携して、特に緑区等離れた場所にお住まいの方については、こちらから緑区等へ出向いて話を伺うことも考えている。ただし総合的ワンストップ支援相談窓口については当課に置くことを考えている。

(渡邊委員) 横浜市も窓口は本庁に1つであるが、各区役所に相談が入った場合は、本庁にすぐ連絡するような体制ができており、相談員を各区に派遣を行えるようになっている。相模原市も同様の体制でもよいと考える。

(小森委員) 第9条「雇用の安定」の部分は他政令市も条項に取り入れているのか。

(事務局阿部課長) 他政令市の条項にも同様の規定がある。

(渡邊委員) 条例案で「二次被害」について定義しているが、第11条で「二次的被害」と記載されている。

(事務局阿部課長) 訂正させていただく。

(渡邊委員) 条例案の第3条の第1項で「個人としての尊厳が重んぜられ」という表現があるが、被害者が作る条例研究会での議論の結果、「個人としての尊厳」というと、一般の国民に対する表現と同じであり、犯罪被害者は著しく人権を損なわれている状態であり、一般の方よりも若干上回って尊厳を重んぜられるべきであると考えするため、「犯罪被害者としての尊厳が重んぜられ」という表現にしてはどうか。

(事務局阿部課長) 他都市の条文でも多くが「個人としての尊厳」という表現がされている。全ての市民を啓発等の対象としているので、「個人としての尊厳」はよりわかりやすい表現だと考える。

(椎橋会長) 事務局は、条例案の表現は、より広い対象を示すため、犯罪被害者基本法の条文に沿った表現を用いているが、被害者を軽視したものではない。

(渡邊委員) 承知した。

(椎橋会長) 条例案第2条第2項の犯罪被害者の定義について、「遺族で」となっ

ている箇所は文章のつながりとして、「遺族、」ではないか。  
(事務局阿部課長) 修正させていただく。

議事 (2) 事務局より説明を行った。

(永野委員) 資料5、2頁の重症病見舞金について、支給要件を「1か月以上の加療かつ入院3日以上」としているが、「入院3日以上」を要件から除いていただきたい。記載の要件では、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下犯給法)の支給要件と同じで厳しいものであり、犯給法で対象にならなかった人については市の見舞金も支給の対象外となってしまう。実際に相談があった事例として、犯罪被害によりケガを負い1ヵ月以上の加療の診断書はでたものの入院には至らず、自宅療養期間は無給になるにも関わらず、犯給法の支給対象にはならない、という方がいた。

新たに制度を作るのであれば、被害者の利益を第一に考え、入院3日以上の条件を除くことを検討していただきたい。

(事務局) 当局でも入院3日以上の部分について検討を行ったが、その部分を除いてしまうと知り合い同士のケンカなどによる被害者も含まれ、相当数が支給対象になるため、入院の要件を加えさせていただいた。検討の際に、通り魔的犯罪に遭われた方等、入院に至らずとも心に傷を負われる方を対象にできないか、という考えから、入院3日以上の部分を除き、「面識の有無」を条件に加えることを検討したが、何をもって「面識がない」とするのか基準の設定が難しいことや、入院の要件を外した際の対象の精査が困難であると判断し、入院の要件は除かなかった。

(永野委員) 最近の病院の治療はなるべく入院をさせないのが主流であり、入院3日以上というのはかなりの重症病である。確かに入院の要件を除くと対象者数が増え、1件1件の精査は大変であるが、先に述べたように、犯罪被害により困窮する方に対し、当面の生活資金の意味合いとしても、入院の要件なく見舞金を支給できるようにしていただきたい。

(宇田川委員) 永野委員の問題意識に共感する。段階的にでも入院要件の変更を検討していただきたい。他方で実務的にとらえると、示談金の交渉について言えば、示談金が10万円以下の比較的軽微な症状に関する案件でも、医師は加療1か月の診断書を出すので、入院の部分の記載を丸々除いてしまうと対象が広がりすぎてしまう点は事務局と同様に懸念がある。面識の有無については、面識があるからこそ心に傷を負う場合もあるため、適切な要件の設定については今後一緒に考えさせていただく。

(竹内委員) 遺族見舞金及び重症病見舞金について、犯罪により被害を受けた方を対象としているが、国の援助制度では国内犯による被害者には犯罪被害者等給付

金、国外で被害に遭った被害者に対しては弔慰金が支払われるが、ここでいう犯罪には、国外での犯罪も含まれるのか。対象になる場合は、国の弔慰金給付の対象者に対して、市の制度を案内していく必要がある。

(事務局) カウンセリング、法律相談の対象としては想定できるが、見舞金等の金銭給付の要件として、客観的に犯罪被害に遭われたことが警察への被害届等で確認できることを想定しているため、被害の確認方法等について、ご助言いただきながら検討させていただきたい。

(椎橋会長) 現時点では見舞金等の対象者には国外で犯罪被害に遭った方は含まれていないという想定か。

(事務局阿部課長) そうではないが、国外で被害に遭った場合、被害届に代わるようなものが警察等からとれるものなのかどうかを確認する必要がある。犯給法と弔慰金がなぜ分かれているのか、違いは何なのか、という所も今後調べたい。

(渡邊委員) 当初、犯罪被害者等給付金は、海外で犯罪に遭った場合は証明が難しく、国交がある国では、司法が依頼して犯罪の事実を明らかにできるが、国交がない国では捜査ができないため、国内での犯罪に限り給付金の対象としてた。その後、外国で犯罪被害に遭った方々の声が大きくなり、旧あすの会でも国内外問わず、支援するよう政府に働きかけ、最終的に、犯給法とは別枠で、国外犯罪で亡くなられた方に対する 200 万円の弔慰金制度が設けられた。相模原市の条例では、海外で犯罪に遭われた方について、マスコミ報道や新聞の切り抜き等により犯罪が確認できれば当然見舞金の対象になると理解していた。他市でも対象になると考える。市の条例が犯給法と同じ支給規定では意味がない。国よりも簡単に給付されるような制度にするべきである。

(椎橋会長) 犯給法と国外犯罪被害者弔慰金とは別建てで、国外で生命又は身体を害する犯罪により被害者が死亡した場合は 200 万円、被害者に障害が残った場合には 100 万円が支給される。地方公共団体の条例との関係については、各自治体の考えに委ねられる。今までに海外で被害に遭った方が、お住まいの県や市町村で見舞金を支給された事例はあるか。

(事務局) 政令市に照会をかけたい。

(渡邊委員) 千葉県成田市の方だったと思うが、グアムで亡くなられた際、事件後に市の犯罪被害者支援条例ができ、支援の対象になった事例がある。

(事務局阿部課長) 今後要綱を策定する中で、各支援制度の対象条件について整理していく。犯給法と弔慰金制度の違いについて調べ、見舞金の支給対象の定義をすることが課題だと考える。他都市に照会をし、確認していきたい。

(椎橋会長) 犯給法と市条例の関係だが、自治体からの見舞金等は併給されるのか。

(渡邊委員) 犯給法上、損害賠償的な金額は給付金から差し引かれるが、自治体からの見舞金や支援金については、犯給法としては関与しない。

(椎橋会長) 被害者と加害者の間での示談金については差し引かれるということか。

(宇田川副会長) 犯給法上はそうである。

(渡邊委員) 明石市では損害賠償金を300万円まで市が立て替える制度がある。

(宇田川副会長) 犯給法で支払われる総額が加害者に対して賠償請求できる総額よりもかなり低いはずなので、明石市が立替える300万円とはかぶらないのではないか。

(渡邊委員) 犯給法で500万円支給される方が、市から300万円支払われた場合、差し引かれて200万円しか支払われない、ということになりかねない。

(宇田川副会長) 立替えた分についても損害賠償の支払いがあったとみなすのか。

(渡邊委員) 5年前に明石市長と話をした際には、警察庁と話がついていると言っていたが、警察庁は公にはその話ができているとは言っていない。

(事務局) 損害賠償の立替えについては、第1回有識者会議で宇田川副会長からご意見いただいたが、現時点では当初の支援メニューに含めることは考えていない。他都市の導入状況等を注視していきたい。明石市は立替金を300万円から1000万円に引き上げるといった新聞報道があった。今後についても確認をしていきたい。

(渡邊委員) いずれにしても、犯給法と市条例の支給規定が同じでは意味がないと考える。

(椎橋会長) 他の制度についてはいかがか。生活支援金を一括でもらえるというのは、特色のある制度である。被害者の方からしたら迅速で使い勝手がいい制度といえる。選択制ということで希望する場合は最初に選択するということか。

(事務局) そのとおりである。本来であれば、ホームヘルプや一時預かり等のサービスを全て利用した場合は5万円を上回る助成がなされるような建付けにする予定であるが、日常生活支援サービスは使わず、先に現金給付を希望される方については、加算をしたいと考えている。ご遺族やご家族の判断になるが、申請手続きが煩雑だ、という方を支援できるのではないかと考える。

(椎橋会長) 日常生活支援サービスを利用した場合に実際かかった金額より多くても少なくとも一律で5万円を支給するということか。

(事務局) そうである。

(渡邊委員) 日常生活支援サービスか加算かを被害者が選択する時期が、見舞金を受け取る時期と同時期では判断するのが難しいと考える。冷静に判断できるようになるには時間がかかる。すぐに決めてください、ということでは困る。

(椎橋会長) 窓口の相談員について、支援施策案では社会福祉士等専門職を含めた相談員を3名配置するとなっており、充実している。

(事務局) 会計年度任用職員なのか常勤職員かは未定である。配置体制や予算が確

保できても、先行市の応募状況等を伺う限り、専門職の方のニーズが高いこともあり、募集をかけても集まらない可能性がある。

(椎橋会長) 専門職の方が窓口配置されるのは当たり前、となっているが予算の関係で専門職の採用が難しいような場合、相談員の人数を減らしてでも専門職を配置すべきであるか。

(生方委員) 対人援助の専門職の方を配置できるようにしていただきたい。

(永野委員) 川崎市は被害者支援に限らず、窓口対応をする職員の精神的ケアに係る予算措置をしていると聞いている。相模原市でも条例制定に際し、予算措置をしていただきたい。また、窓口職員以外でも、たまたま相談を受けた職員の精神的ケアも予算措置する場合に含めていただきたい。

(生方委員) 過去被害など長期に苦しめられているケースでは、大きな期待感を持って相談をしたが支援利用の対象とならない場合、相談員が暴言を受けることが少なくない。その状態が続くと相談員のモチベーションが下がり、結果的に支援サービスの質の低下につながってしまう可能性がある。窓口業務に当たる方へのケアについても考えていただけるとありがたい。

(宇田川委員) 弁護士相談を希望される方は、女性弁護士を指定されることが多い。犯罪被害者からの弁護士相談の5割以上は性被害関係であり、女性弁護士のニーズが高い。相模原の案件においても、3~4割の方が女性弁護士を指定されている。窓口の相談員に関しても、女性職員が配置できる体制の方が相談者のニーズに応えやすいと考える。女性が性被害に遭われた場合、男性の相談員には話ができない、という方はたくさんいらっしゃるので、検討していただきたい。

(笹野委員) 支援施策案では、相談員に社会福祉士を想定しているが、会計年度任用職員としての任用は、雇用が安定していないため、人が集まりにくく、定着しない、という点で難しい。例えば、社会福祉協議会のような社会福祉士を多く有している団体などと連携又は委託契約等を行うことにより、年間1人必ず派遣してもらい、といった安定した雇用が確保できると考える。

(椎橋会長) 非常に合理的な考えである。事務局で検討していただきたい。

(竹内委員) 教育支援について、実施予定なしとのことだが、川崎市と神戸市では実施しており、相模原市はどのような理由で実施しないと判断したのか。

(事務局) 教育委員会の中の青少年相談センターが相当数の心理職を有しており、スクールソーシャルワーカーを21中学校区に配置(12人)している。子ども部局においても児童相談所に県警察から1名出向していただいている。また、各区にある子育て支援センターがある。子どもの相談窓口について、教育委員会と担当者レベルであるが話をしたところ、現時点でも、警察・児童相談所・青少年相談センターが連携をとっており、青少年相談センターはスクールカウンセラーを通して、学校における子どもの精神的不調を確知し、関係機関等と守秘義務の

範囲内で連携をとっていると聞いている。いじめに関することは教育委員会にある学校教育課が所管しており、青少年相談センターと連携して対応している。青少年相談センターは、重い案件については県警の青少年保護センターにつないで対応している。学校で起きた事案については、加害者と被害者が同じ学校内にいるため、それぞれに別々のカウンセラーを派遣して対応していると聞いている。竹島委員からも子どもの支援について、前回の会議でご意見いただいたが、犯罪被害により不登校になったような場合の精神的ケア等に対しても、既存の制度が充実しているという認識である。本課に設置される総合相談窓口にも子どもに関する相談があった場合は、青少年相談センターなり児童相談所なり適切な機関につなぎ、連携していく仕組みがあるため、子どもに特化した支援については、既存の制度である程度充足していると判断し、そういった意味で教育支援については実施予定なしとさせていただいた。

(竹島委員) 横須賀市では、令和4年度より大学生が生活保護支給の対象外となっている現状を受け、保護者からの虐待により家を出て自立援助ホームで単身生活し、生活が困窮している大学生・短大生・専門学校生に生活費と通学費を支給する独自の制度を始めた。相模原市においては教育支援について「実施予定なし」とあるが、虐待を受けながらも学ぶ意欲のある学生を支援することは、まさに途切れない支援の実践である。子どもだけの支援にとどまらず横須賀市の様な取り組みを相模原市でもご検討していただきたい。

また、交通事故では、ひき逃げと飲酒運転による被害が中々減らない。飲酒運転については、10道県において飲酒運転根絶にむけた特化条例が制定されており自治体により飲酒対策への差があることを毎日新聞(6/26朝刊)で目にした。是非とも相模原市で飲酒運転根絶に向けた特化条例の制定を検討していただきたい。

(事務局) 生活保護については、生計の中心者が被害に遭われ、収入が途絶することがある。今年度4月に相談があった方で、実際に生活保護の担当課につないだケースがある。医療保険と生活保護の制度については、必ず対象になるか確認し、適宜つないでいく。

(竹島委員) 大学生や専門学生等の教育についてはどうか。大学等に通う学生は、法定上、生活保護の対象にならないが、その点についてはどのように考えるか。

(笹野委員) 横須賀市は、法律で大学生は生活保護の対象にならないとされている中、新型コロナウイルスの影響による大学生の貧困を問題視し、大学生を特例で生活保護の対象と認めることとした、と聞いている。とすれば、簡単に検討できる話ではない。犯罪被害者に限らず、根本的な問題になるのではないか。

(事務局阿部課長) 犯罪被害者支援よりも範囲が大きい話である。

(竹島委員) 範囲は大きくなるかもしれないが、犯罪被害に遭うことで教育が受けられなくなると条例の基本理念からも外れてしまうのではないか。

(生方委員) 竹島委員の話に付随して、教育支援において、子どもへの学習支援を行う市の機関はあるか。例えば、親が被害に遭った場合、親が家で子どもの勉強を見てあげることができなくなり、学校の勉強に追いつけず不登校につながるケースがある。附属池田小児童殺傷事件の際は、大学生のボランティアが、被害家庭の子ども達の勉強を見てあげて、その際に子どもたちと話すことで勉強にプラスアルファして心のケアができたという、非常に上手くいった事例があったと記憶している。子ども支援や福祉部門でそういったことを行っていればそちらでカバーしていただきたい。行っていないのであれば、教育支援について、子どもたちへの学習サポートの実施を考えていただきたい。

(事務局阿部課長) 庁内で他部門に確認させていただく。

(笹野委員) 支援施策案の資料について、わかりやすく作っていただいたが、実施予定なし、と記載されているものについて、既存制度でフォローができている場合は、その旨わかるように記載方法について配慮いただきたい。学習支援の話についてだが、家族が本来の役割を果たせない、という点で、ネグレクトが犯罪被害に遭われた家庭の状況と近いと考える。親のケアを受けられない子どもたちのフォローのために、無料学習塾や子ども食堂などが子どもたちの居場所づくりをしており、相模原でもボランティアを募る等、福祉部門、子ども若者未来局でも支援を行っている。教育委員会以外にも、福祉や子ども部門で行われている支援が犯罪被害者の教育支援のフォローになるかどうか確認していただきたい。学習面、経済面、精神面等各方面の支援について、新規事業の実施予定がないものについてはそれをフォローする制度等の整理をしていただきたい。

(永野委員) 条例案の 11 条で教育活動について述べられているが、教育支援以前の話として、県警が行う「命を大切にする授業」をやっているように「犯罪被害者にならない・加害者にならない」という教育を何かしらの形でやっていく必要があり、条例に記載せずとも、施行規則や実施要綱等の中で、具体的に示していただきたい。神奈川被害者支援センター独自で行う啓発活動を通していただいたアンケート結果には、命の大切さや、一線を越えてはいけないことがわかったという意見が見受けられる。また、実際に過去にいじめに遭った方やいじめを目撃した方から、今後は声を上げて被害者にならないようにしたい、といった感想をいただいている。そういった反響もあり、犯罪被害者にならない・加害者にならないための教育活動は大事であると考え。市でもそういった取り組みを、教育委員会と連携しながら小中学校の授業等あるいはホームルーム等で何かしらの形で行っていただきたい。

(事務局) 教育委員会の担当者と犯罪被害者支援について話をきいたところ、教育委員会では既に自他の命を大切にするための取組みを、いじめの防止等に関する条例に基づき、道徳教育のなかで小中学校の9年間を通して行っているとのこと

であった。また、現場の先生の意見として、学校内に被害者と加害者両方の関係者がいる場合、どのように伝えればよいか、伝え方が難しいとのことであった。教育支援について、施策案には実施予定なしと記載したが、全国犯罪被害者ネットワークが発行している犯罪被害者支援に関する漫画冊子や、内閣府が作成する犯罪被害者支援に関する教材等の啓発教材の提供や、犯罪被害者支援に関する講演会の実施、人権週間におけるパネル展示等など、今後、教育委員会と協力・連携して実施していきたいと考えているところである。

(椎橋会長) 市として、どのように犯罪被害者支援を実施するか、どの程度のことのできるのかということを見ると同時に、竹島委員が述べられたような、犯罪被害による経済的困窮やその先にある教育の分断の問題等、被害と密接に関わる問題について対策を考えることも重要である。どの部門とどうやって役割分担をするのか、あるいは連携・協力していくのかということを見視野に入れながら、市の条例としては何ができるのか、ということをも更に詰めていきたい。本日は委員の皆様から貴重な意見を多くいただいたので、事務局は、生じた不明点や必要事項について調査をし、条例、施策の中身を更に詰めた上で、次回提出をしていただきたい。被害者支援にとって大事なことが含まれた施策になっていると思うので、本日出た意見を踏まえた上で、更に整理をしていただきたい。

(事務局阿部課長) 多くの貴重な意見をありがとうございます。いただいたご意見について、他自治体への照会や庁内検討会議において更に検討し、市としての考えを次回までにお示ししたい。

以 上

相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	会 長	出席
2	宇田川 隼	神奈川県弁護士会	副会長	出席
3	生方 智恵子	公認心理士 (Counseling Room ウブカタ)		出席
4	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
5	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会		出席
6	竹島 康美	特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会		出席
7	永野 弘幸	認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター		出席
8	竹内 洋一	神奈川県警察本部 警務課 被害者支援室		出席
9	小森 晴美	神奈川県くらし安全交通課		出席